

地域における様々な主体が連携した 消費者教育の推進について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

■概要

文部科学省では、教育委員会や消費者行政部局、企業、大学、NPO、地域の関係者などの多様な主体が連携・協働することにより、実践的で効果的な消費者教育を実施するためのモデルを構築する事業を行っています。

【消費者行政×教育委員会×地域】

委託先：消費者教育支援センター
(近江八幡市)

概要：

近江八幡市で連携・協働して取り組まれている消費者教育を検証することで実施のために重要な要素をリスト化するとともに、より効果的で持続可能な連携・協働体制を、消費者教育の担い手である学校や地域の方々とともに構築するための取組を行う。

【大学×地域】

委託先：奈良国立大学機構
(奈良女子大学)

概要：

成年年齢引下げや社会のデジタル化を踏まえた消費者教育の在り方として、奈良女子大学の学生による教育コンテンツの作成や啓発講座の企画を行い、連携する自治体において実際に啓発講座を行うことで、大学生と市民が相互に学びあう消費者教育モデルを構築する。

【企業×銀行×大学】

委託先：株式会社omochi

概要：

神戸を拠点とする教育事業者（株式会社omochi）と、銀行（みなと銀行）と、大学（神戸学院大学）の3者の協力により、地域子どもたちに届ける消費者教育コンテンツの開発と、地域子どもたちや大学生などの交流による消費者教育の実践に取り組む。



■趣 旨

文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

平成24年施行の「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、同法により閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が示されています。

そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

■対 象

教員、教育委員会、
消費者行政部局、事業者、
消費者団体等

■令和5年度開催

近江八幡市会場

：令和6年2月1日（木）

島根会場

：令和6年2月10日（土）

※ オンラインと現地の併用で開催



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10～15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



説明

承認

説明

意見

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

意見

学校運営
教職員の任用

任命

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



教育・体験活動プログラム等の利用者と
提供者のマッチングを行うポータルサイ
ト（現在構築中）の活用

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放
課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動
補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事
への参画など地域を活性化させる活動
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

【日吉コミュニティ・スクール「消費者教育」の取組】

◆概要

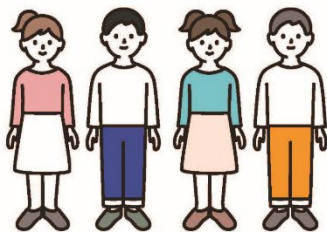
1. 日 時 : 令和4年11月16日(水) 15:30~16:50
2. 場 所 : 滋賀県大津市立日吉中学校 北校舎3F図書室
3. 主催者 : 大津市立日吉中学校運営協議会事務局
4. 内 容 :

学校運営協議会を開催し、消費者教育の一環として、学校運営協議会の委員の方々と、生徒会執行部の生徒が、すごろく体験「ライフサイクル ゲームⅢ(第一生命)」(※)を行い、消費者として知っておくべき消費者被害とその対策などを学ぶ活動を行った。

(※)「ライフサイクル ゲームⅢ(第一生命)」は「消費者教育教材資料表彰2022」で優秀賞を、
「消費者教育教材資料表彰2023」で理事長賞を受賞している。

「子どもが中心にいる」 地域の連携・協働 の つくり方

—近江八幡市における消費者市民教育の実践から—



学校：これも消費者教育プロジェクト



高齢者の見守り：SDGs子ども見守り隊



持続可能な消費と生産：親子体験型プログラムSDGs子ども特派員



近江八幡市の3つの
プロジェクトの紹介動画

公益財団法人消費者教育支援センター

令和5年度成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築 | 文部科学省委託事業



はじめに

地域で消費者教育を推進するにあたり、消費者行政と教育委員会、福祉行政、消費者団体や事業者等、多様な主体との連携・協働が期待されています。しかし、現実にはなかなか困難な状況にあります。滋賀県近江八幡市では、平成27年度より市消費生活センターが中心となり消費者庁地方消費者行政強化交付金を活用して消費者教育を継続して推進してきたことで、連携・協働が育まれてきました。

これは、同市の消費者教育の担い手へのヒアリングをもとに実践モデル「子どもが中心にいる地域の連携・協働のつくり方—近江八幡市における消費者市民教育の実践から—」としてまとめたものです。

消費者教育のあり方検討会

※以下あり方検討会

まず市内の消費者教育の担い手となる関係者を集め、消費者教育の企画検討と関係者間の連携強化を目的に全3回のワークショップを実施しました。消費者教育の対象を「子ども・保護者」「高齢者」「市民」の3つに設定し、それぞれの消費者教育の担い手でグループをつくり、企画提案しました。



あり方検討会のつくり方



- ・関わってほしい所属・団体・人を消費者教育体系イメージマップをもとに選ぶ
- ・消費者教育についての共通の理解をもってスタートする
- ・自由な意見交換ができる場にする

第1回

講座

消費者教育に
対する共通理解



ワークショップ

消費者教育の
現状と課題



第2回

ワークショップ

現状の課題から
企画を検討
「どうしたいかわからない」



第3回

ワークショップ

企画実現のための
実施計画と発表

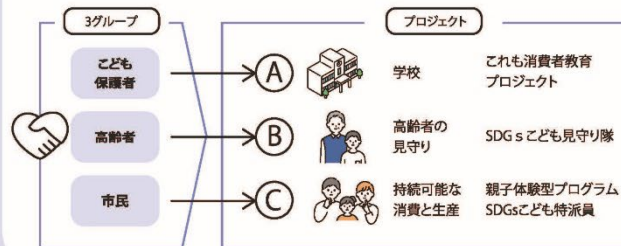


意見交換会

今後の展望



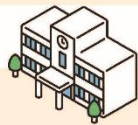
あり方検討会からのアウトプットプロセス



参加者自らが消費者教育の担い手であると自覚し、話し合った成果が企画提案されました。左図のA④B⑤Cの企画を次年度から参加者とともに具体化していきました。このあり方検討会が、連携のはじまりです。

A

学校



これも消費者教育プロジェクト

自立した消費者を育成する消費者教育において、幼児・小・中・高等学校での取組がとても重要です。学校等で取組をすすめるために常に意識したのが、「学習指導要領に沿って実施している授業において、消費者の視点を意識する」ということです。この取組を「これも消費者教育プロジェクト」と名付けました。教育委員会と連携して、プロジェクトメンバーを任命し、教科の学びと消費者教育をつなげる実践を収集・発信してきたのが右のリーフレット（第1号）です。※ここでは消費者行政と教育委員会等との連携・協働をステップで紹介します。



消費者行政と教育委員会等との連携・協働のつくり方



- ・学校教育関係者に担当として顔覚えてもらったり、教育委員会の担当指導主事と情報交換をしたりしてつながりをつくる
- ・教員・管理職を対象に研修を企画実施し消費者教育への理解を深める
- ・教員ワークショップやモデル校の設置など継続して取り組む体制をつくる

連携・協働のステップ

STEP 1

つながりをつくる

チラシ配布は校長会で協力をお願いしてください。
指導主事



指導主事との情報交換

教育委員会

- ・消費者教育担当指導主事と情報交換する

校長会

- ・情報発信する

学校

- ・校長先生らと話す機会をつくる

教員

- ・実態把握のためのアンケート調査

Stage 1 消費者教育の理解



学校での出前講座

学校

- ・出前講座の実施

教員

- ・教材や情報の提供
- ・教科研修の企画実施

Stage 2 理解を広める



校園所長会研修

校長会

- ・管理職研修の企画実施

教員

- ・成果の発信

Stage 3 体制づくり



教員ワークショップ

教育委員会

- ・教員ワークショップ立ち上げ
- ・法定研修の企画実施

校長会

- ・成果の発信



モデル校での研究授業



教員の手伝いが継続につながる

教育委員会

- ・モデル校を設置
- ・教育振興基本計画に位置付け（教育委員会の取組になる）

校長会

- ・成果の発信

※今までの作成したリーフレット



B

高齢者の見守り



SDGsこども見守り隊

地域の高齢者の見守りの担い手から若い世代を巻き込んで活動したいという意見が出ました。それを具体化したのが「SDGsこども見守り隊」です。通常、見守られる側のこどもが見守る主体となります。学区の民生委員・児童委員や社会福祉協議会などで構成したプロジェクト・チームを立ち上げ、こどもが集まる場で出前講座を実施します。こどもたちは見守りのポイントを学び、見守りカードを書き、SDGsこども見守り隊に任命されます。



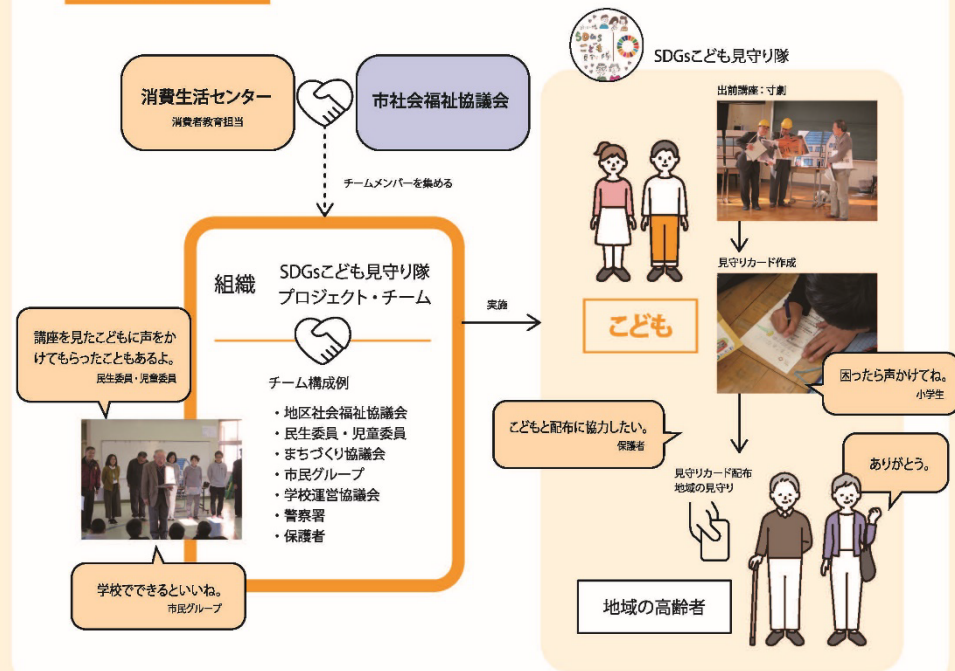
SDGsこども見守り隊に任命

SDGsこども見守り隊プロジェクトの連携・協働のつくり方



- ・地域で高齢者の見守り活動に取り組んでいる人を中心にプロジェクトを立ち上げる
- ・こどもへの出前講座では、こども対象に実施できる場（児童保育、こども食堂、学校など）を探して交渉する
- ・こどもへの出前講座では、寸劇を取り入れるなどプログラムを工夫する

連携・協働モデル



C

持続可能な消費と生産



親子体験型プログラム“SDGsこども特派員”

持続可能な近江八幡をめざした消費者と生産者のコミュニケーションをうむ体験型のプログラムとして、小学生の親子を対象に「SDGsこども特派員」を企画しました。小学生が特派員として農家や加工会社、販売店など地域のこだわりの事業者をたずねて取材し、体験を通して事業者の想いに気づき、日頃の消費生活を振り返ることがねらいです。参加した小学生は、市長よりSDGsこども特派員に任命されます。実行委員、取材先、そして参加者みんなで作るプログラムです。



収穫体験

地域で持続可能な消費と生産を実現する連携・協働のつくり方



- ・人・社会・地域・環境に配慮して事業活動を行う取材協力者を探す
- ・プログラムのねらいを実行委員・取材協力者など関わる全員と共有する
- ・実行委員の得意分野を活かした役割分担や参加親子の事前ワークなど主体的に動ける仕掛けをつくる

連携・協働モデル



近江八幡市消費者教育連携・協働未来会議からの提案

文部科学省の委託事業で多様な関係者が集まる「近江八幡市消費者教育連携・協働未来会議」を実施しました。そこで市の消費者教育の取組を継続し新たな連携・協働をつくるための3つの提案が出されました。この成果を令和5年度消費者教育フェスタで全国に発信しました。



消費者教育フェスタ

提案1

成果を積極的に発信し
共感を引き出す



成果を図書館で展示して広く発信

提案2

多様な関係者が集まる場を
つくり、対話を促す



多様な関係者が集まる「消費者教育連携・協働未来会議」

提案3

新たな担い手を育成する
仕組みをつくる



教員向けの研修の様子

近江八幡市の事業を支えた予算と伴走サポート：消費者教育支援センター
2016年度からの消費者庁地方消費者行政交付金を予算とした近江八幡市の事業では、消費者教育支援センターが【伴走サポート】を担いました。消費者行政の熱心な担当者から、近江八幡市で消費者教育を広げていきたいと相談を受けたものの、当時は理解者が不足している状態でした。そこで、関係者との対話を重ねながら理解者を増やし、3つの事業を柱とする制度設計、資源連結、プロセス実行支援、問題解決策の提示を重ね、協働に向けた中間支援機能を果たしてきました。

新たな伴走サポート：消費者教育コーディネーター

コーディネーターとして携わる中で、それぞれの取組をつないで、互いの良さを活かしたり、自分の役割が次第にわかっていきました。こどもを中心とした消費者市民社会づくりのため、これからもしっかりコーディネートしていきたいと思っています。

消費者教育コーディネーター
中津 真弘



有識者からのコメント



文部科学省消費者教育
推進委員会委員長
上村 協子

⑥【これも消費者教育プロジェクト】消費生活センターと教育委員会の継続的信頼体制や相互扶助規範の構築 ⑦【SDGsこども見守り隊】高齢者とこどもの新たな世代間関係と社会福祉協議会も関わるやりがい信頼 ⑧【親子体験型プログラム】農林水産業をふくむ産業への体験を通じた理解や水平的ネットワーク、以上近江八幡市の3モデルは、日本型消費者教育協働「ソーシャルキャピタル形成と生活文化の地域共創」実践の道筋を示しました。



消費者庁消費者教育
推進会議の会長
東 珠実

未来をつくるのは、こどもたちです。このプログラムは、タイトルにもあるように、地域の連携・協働による消費者教育を展開するにあたり、「こどもが中心にいる」ところに最大の特徴があります。学校の「これも消費者教育プロジェクト」で消費者としてのセンスを磨いたこどもたちが、「高齢者の見守り」を通して消費者市民のマインドを醸成し、「SDGsこども特派員」として生産者のつくる責任を知り、自らのつこう責任を果たす。専門機関のサポートの下、地域の人々が主体となり、安心・安全で持続可能な未来を共創する、楽しく効果的な消費者教育プログラムです。

NICE 公益財団法人 消費者教育支援センター

発行 2024年3月
企画・制作 公益財団法人消費者教育支援センター
1988年国民生活審議会報告書「消費者教育の推進について」を受け、1990年に文部省と経済企画庁（現文部科学省、消費者庁）の共管法人として設立された消費者教育の専門機関です。
nice-post@consumer-education.jp ☎03-5466-7341
協力：近江八幡市・近江八幡市教育委員会

※本リーフレットは、文部科学省委託事業においてヒアリング及び消費者教育連携・協働未来会議を実施し制作しました。